

2015年12月2日 全8頁

資本バッファの告示

【金融庁告示】D-SIBs のリストとバッファの水準は未定

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2015年11月26日、金融庁は、バーゼルⅢの資本バッファの導入枠組み（資本バッファ枠組み）を公表している。
- 資本バッファは、「資本保全バッファ」、「カウンター・シクリカル・バッファ」と「G-SIBs バッファ」又は「D-SIBs バッファ」という4種類のバッファを包含する。
- 資本バッファ枠組みの適用対象は「国際統一基準行」であり、2016年3月31日から実施される。
- 基本的には、国際合意をそのまま日本のルールに落とし込む内容となっており、サプライズはない。
- ただ、G-SIBs バッファ及びD-SIBs バッファ、特に後者の「枠組み」が導入されていることの意義は小さくない。今後G-SIBs 又はD-SIBs に指定される国際統一基準行の資金調達行動に影響を及ぼす可能性があるためである。
- 今後の注目点は、早ければ年内に公表されるであろう、D-SIBs のリストとD-SIBs バッファの水準である。

[目次]

■ 1. <u>はじめに</u>	2
■ 2. <u>適用対象</u>	2
■ 3. <u>資本保全バッファー</u>	3
■ 4. <u>カウンター・シクリカル・バッファー</u>	3
■ 5. <u>G-SIBs バッファー</u>	4
■ 6. <u>D-SIBs バッファー</u>	5
■ 7. <u>社外流出制限</u>	6
■ 8. <u>おわりに</u>	8

1. はじめに

2015年11月26日、金融庁は、バーゼルⅢの資本バッファー（以下、「資本バッファー」）の導入枠組み（以下、「資本バッファー枠組み」）を公表している¹。

資本バッファーは、「資本保全バッファー」、「カウンター・シクリカル・バッファー」と「G-SIBs（Global Systemically Important Banks：グローバルなシステム上重要な銀行）バッファー」又は「D-SIBs（Domestic Systemically Important Banks：国内のシステム上重要な銀行）バッファー」という4種類のバッファーを包含する。

資本バッファー枠組みは、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」等の改正（以下、「区分命令改正」）、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」等の改正（以下、「告示改正」）、そして「主要行等向けの総合的な監督指針」等の改正（以下、「監督指針改正」）という形で提示されている。

本稿では、資本バッファー枠組みの概要を簡潔に紹介する。

2. 適用対象

資本バッファー枠組みの適用対象は、「国際統一基準行」である。

具体的には、海外営業拠点を有する銀行、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社、海外拠点を有する信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、最終指定親会社である²。

¹ 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20151126-1.html>)

² 「最終指定親会社」とは、金融商品取引法上の特別金融商品取引業者（総資産の額が1兆円を超える証券会社）を子会社に持つグループの頂点となるべき親会社をいう。

3. 資本保全バッファ

資本保全バッファとは、「金融市場の動向又は経済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため」³に増強する資本をいう⁴。

資本保全バッファは、最低所要水準（普通株式等 Tier 1 比率 4.5%、Tier 1 比率 6%、総自己資本比率 8%）に上乗せして、普通株式等 Tier 1 で 2.5%の積み上げが求められる。したがって、普通株式等 Tier 1 は、最低所要水準と資本保全バッファの合計で 7.0%の保有が求められることになる⁵。

「最低所要水準に上乗せして」というのは、資本保全バッファを充当する前提として、最低所要水準を達成していることが求められる、という意味である。

なお、資本保全バッファの充当は、2016年から2019年にかけて段階的に実施される（図表1参照）。

図表1 資本保全バッファ：段階的实施

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
普通株式等Tier 1の最低所要水準	3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
普通株式等からの段階的控除（繰延税金資産、 モーゲージ・サービシング・ライセンス及び金融機関に対する出資を含む）		20%	40%	60%	80%	100%	100%
Tier 1最低所要水準	4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
総資本最低所要水準	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
資本保全バッファ				0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
普通株式等Tier 1の最低所要水準+資本保全バッファ	3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
総資本最低所要水準+資本保全バッファ	8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%

(注) 全ての日付は3月31日時点

(出所) 告示改正及び金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルIIIテキストの公表等について」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

4. カウンター・シクリカル・バッファ

カウンター・シクリカル・バッファとは、「金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失の吸収のため」⁶に増強する資本をいう⁷。

³ 告示改正第2条の2第3項等

⁴ 資本保全バッファの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 『資本保全バッファ』とは？（鈴木利光）[2014年10月27日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20141027_009073.html)

⁵ バーゼルIIIで合意された資本水準の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルIIIでは、自己資本の水準はどのように引き上げられている？」（鈴木利光）[2014年10月20日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20141020_009043.html)

⁶ 告示改正第2条の2第4項等

⁷ カウンター・シクリカル・バッファの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 『カウンターシクリカル資本バッファ』とは？（鈴木利光）[2014年11月4日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20141104_009097.html)

カウンター・シクリカル・バッファーは、資本保全バッファーの拡張として、普通株式等 Tier 1 での充当が求められる。カウンター・シクリカル・バッファーの水準は、「0%から 2.5%」の範囲で、各国の裁量により設定される。

今回の資本バッファー枠組みでは、わが国のカウンター・シクリカル・バッファーの水準は、金融庁長官が別に指定した場合を除き、0%としている。これに対して、日本以外の国又は地域に係る活動部分については、当該国又は地域の定めるカウンター・シクリカル・バッファーの水準が適用されることとしている。

なお、カウンター・シクリカル・バッファーの充当は、資本保全バッファーと同様、2016 年から 2019 年にかけて段階的に実施される（図表 2 参照）。

図表 2 カウンター・シクリカル・バッファー：段階的实施

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
普通株式等Tier 1の最低所要水準	3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
普通株式等からの段階的控除（繰延税金資産、 モーゲージ・サービシング・ライツ及び金融機関に対 する出資を含む）		20%	40%	60%	80%	100%	100%
Tier 1最低所要水準	4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
総資本最低所要水準	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
資本保全バッファー				0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
普通株式等Tier 1の最低所要水準+資本保全バッファー	3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
総資本最低所要水準+資本保全バッファー	8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%
カウンターシクリカル資本バッファー				0~0.625%	0~1.25%	0~1.875%	0~2.5%

（注）全ての日付は 3 月 31 日時点

（出所）告示改正及び金融庁/日本銀行「パーゼル銀行監督委員会によるパーゼルⅢテキストの公表等について」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

5. G-SIBs バッファー

G-SIBs とは、国際統一基準行のうち、「金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する」⁸ものをいう。

G-SIBs の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会（FSB）によって行われるものであり、パーゼルⅢのレバレッジ比率⁹のエクスポージャー合計額が 2,000 億ユーロ（直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算）を超える国際統一基準行が評価対象とされ¹⁰、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性/金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国

⁸ 告示改正第 2 条の 2 第 5 項第 1 号等

⁹ レバレッジ比率の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「レバレッジ比率の告示」（鈴木利光）[2015 年 4 月 28 日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150428_009679.html)

◆ 「レバレッジ比率の開示要件」（鈴木利光）[2015 年 4 月 28 日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150428_009678.html)

¹⁰ 以下の大和総研レポートも参照されたい。

◆ 「パーゼルⅢ、G-SIBs 選定指標の開示」（鈴木利光）[2014 年 3 月 11 日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140311_008313.html)

際的活動」の5基準に基づきG-SIBsが選定される（毎年更新）¹¹。

G-SIBs バッファとは、G-SIBs に対し、当該 G-SIBs の「システム上の重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるもの」¹²をいう¹³。

G-SIBs バッファは、資本保全バッファの拡張として、普通株式等 Tier 1 での充当が求められる。G-SIBs バッファの水準は、「金融庁長官が別に定める比率」¹⁴であり、資本バッファ一枠組みでは明らかにされていない¹⁵。

また、こちら資本バッファ一枠組みからは明らかにされていないが、G-SIBs バッファの充当は、資本保全バッファやカウンター・シクリカル・バッファと同様、2016年から2019年にかけて段階的に実施されるものと思われる¹⁶。

6. D-SIBs バッファ

D-SIBs とは、国際統一基準行のうち、「我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する」¹⁷ものをいう。

D-SIBs の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。日本では、連結ベース総資産が15兆円以上の国際統一基準行が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」の4基準に基づきD-SIBsが選定される（毎年更新の見込み）。

D-SIBs バッファとは、D-SIBs に対し、当該 D-SIBs の「システム上の重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるもの」¹⁸をいう¹⁹。

D-SIBs バッファは、資本保全バッファの拡張として、普通株式等 Tier 1 での充当が求め

¹¹ 日本からは、3つの銀行持株会社がFSBによってG-SIBsに選定されている（2015年11月時点）。FSBウェブサイト参照

(<http://www.financialstabilityboard.org/wp-content/uploads/2015-update-of-list-of-global-systemically-important-banks-G-SIBs.pdf>)。

¹² 監督指針改正Ⅲ-2-1-1-2-2 (4)

¹³ G-SIBs バッファの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「『システム上重要な銀行へのサーチャージ』とは？」（鈴木利光）[2015年3月4日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20150304_009519.html)

◆ 「システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要」（金本悠希）[2011年11月9日]

¹⁴ 告示改正第2条の2第5項第1号等

¹⁵ なお、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）やFSBのガイドラインによると、G-SIBs バッファの水準は、システム上の重要性に応じた4つのグループの区分に従い、それぞれ1.0%、1.5%、2.0%、2.5%とされている。

¹⁶ BCBS ガイドライン参照 (<http://www.bis.org/press/p151103.htm>)

¹⁷ 告示改正第2条の2第5項第2号等

¹⁸ 監督指針改正Ⅲ-2-1-1-2-2 (4)

¹⁹ D-SIBs バッファの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「『システム上重要な銀行へのサーチャージ』とは？」（鈴木利光）[2015年3月4日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20150304_009519.html)

◆ 「国内のシステム上重要な銀行に係る枠組み」（鈴木利光）[2012年10月18日]

(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12101803financial.html>)

られる。D-SIBs バッファの水準は、「金融庁長官が別に定める比率」²⁰であり、資本バッファ一枠組みでは明らかにされていない。

また、こちらも資本バッファ一枠組みからは明らかにされていないが、D-SIBs バッファの充当は、資本保全バッファやカウンター・シクリカル・バッファと同様、2016年から2019年にかけて段階的に実施されるものと思われる²¹。

なお、D-SIBs が G-SIBs にも該当する場合、D-SIBs バッファと G-SIBs バッファのいずれか高い水準が適用される²²。

7. 社外流出制限

最低所要水準（普通株式等 Tier 1 比率 4.5%、Tier 1 比率 6%、総自己資本比率 8%）を達成していたとしても、資本バッファの水準を下回った場合には、その度合いに応じて、社外流出制限が課せられる（図表 3 参照）。

社外流出とは、次に掲げる事由のうち、普通株式等 Tier 1 比率を減少させるものをいう。

【社外流出】

- 一. 剰余金の配当
- 二. 自己株式の取得
- 三. 自己新株予約権の取得
- 四. その他 Tier 1 資本調達手段に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還
- 五. 自行の役員、経営上重要な従業員、主要な子会社等の経営上重要な役員及び従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払
- 六. その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

（出所）区分命令改正を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

いずれの事由にあたる社外流出を制限対象とするかについては、基本的に国際統一基準行の判断が尊重される。

²⁰ 告示改正第 2 条の 2 第 5 項第 2 号等

²¹ BCBS ガイドライン参照 (<http://www.bis.org/press/p121011.htm>)

²² 告示改正第 2 条の 2 第 5 項参照

図表3 資本バッファー：社外流出制限（単体・連結共通）

		例) 普通株式等Tier 1比率（最低所要水準4.5% + 資本保全バッファー）				社外流出制限	
		本則 (2019年3月31日～)	経過措置 (2018年3月31日～ 2019年3月30日)	経過措置 (2017年3月31日～ 2018年3月30日)	経過措置 (2016年3月31日～ 2017年3月30日)	制限割合 (* 調整税引後利益)	制限措置
資本バッファー 非対象区分	最低資本バッファー比率以上	7.0% 以上 【資本保全バッファー 2.5% 以上】	6.375% 以上 【資本保全バッファー 1.875% 以上】	5.75% 以上 【資本保全バッファー 1.25% 以上】	5.125% 以上 【資本保全バッファー 0.625% 以上】	0%	-
資本バッファー 第一区分	資本バッファーの第4四分以内 【最低資本バッファー比率の3/4 以上 最低資本バッファー比率 未滿】	6.375% 以上 7.0% 未滿	5.90625% 以上 6.375% 未滿	5.4375% 以上 5.75% 未滿	4.96875% 以上 5.125% 未滿	40%	社外流出制限計画 (資本バッファー 比率を回復するた めに合理的と認め られる改善計画) の提出の求め及び その実行の命令
資本バッファー 第二区分	資本バッファーの第3四分以内 【最低資本バッファー比率の1/2 以上 最低資本バッファー比率の3/4 未滿】	5.75% 以上 6.375% 未滿	5.4375% 以上 5.90625% 未滿	5.125% 以上 5.4375% 未滿	4.8125% 以上 4.96875% 未滿	60%	
資本バッファー 第三区分	資本バッファーの第2四分以内 【最低資本バッファー比率の1/4 以上 最低資本バッファー比率の1/2 未滿】	5.125% 以上 5.75% 未滿	4.96875% 以上 5.4375% 未滿	4.8125% 以上 5.125% 未滿	4.65625% 以上 4.8125% 未滿	80%	
資本バッファー 第四区分	資本バッファーの第1四分以内 【最低資本バッファー比率の1/4 未滿】	4.5% 以上 5.125% 未滿	4.5% 以上 4.96875% 未滿	4.5% 以上 4.8125% 未滿	4.5% 以上 4.65625% 未滿	100%	

(出所) 区分命令改正及び告示改正を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

8. おわりに

以上が、資本バッファ枠組みの概要である。

基本的には、国際合意をそのまま日本のルールに落とし込む内容となっており、サプライズはない。

ただ、G-SIBs バッファ及びD-SIBs バッファ、特に後者の「枠組み」が導入されていることの意義は小さくない。今後 G-SIBs 又は D-SIBs に指定される国際統一基準行の資金調達行動に影響を及ぼす可能性があるためである。

今後の注目点は、早ければ年内に公表されるであろう、D-SIBs のリストと D-SIBs バッファの水準である。

以上